

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（29）」
2. 日時：平成30年5月24日 13時30分～18時45分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、
糸川安全審査専門職

検査グループ専門検査部門

川下企画調査官、森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田上席技術研究調査官、河野主任技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、
橋倉技術研究調査官、菊池技術参与、中野技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、東技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与、
澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 室長代理 他25名

5. 要旨

- (1) 前回会合での指摘事項に対する回答、共通事項、特別点検（原子炉圧力容器）及び劣化状況評価（低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、2相ステンレス鋼の熱時効、電気・計装設備の絶縁低下、コンクリート構造物、6事象以外の劣化事象、耐震安全性評価）について

○日本原子力発電から、前回会合での指摘事項に対する回答、共通事項、特別点検（原子炉圧力容器）及び劣化状況評価（低サイクル疲労、中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、2相ステンレス鋼の熱時効、電気・計装設備の絶縁低下、コンクリート構造物、6事象以外の劣化事象、耐震安全性評価）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。

【劣化状況評価（コンクリート構造物）】

- 塩分浸透における鉄筋腐食減量の算出について、塩化物イオン量の推定に係る計算過程及び経過年数に対する腐食減量を具体的に説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響と反映内容について

○日本原子力発電から、現在審査中である工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響と反映内容について、資料に基づき説明があった。

6. 資料

- (1) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項）補足説明資料」
- (2) 「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答一覧表」
- (3) 「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答（運転期間延長認可申請関係）」
- (4) 「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器：炉心領域の母材及び溶接部）」
- (5) 「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器） 補足説明資料」
- (6) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（低サイクル疲労）」
- (7) 「東海第二発電所 劣化状況評価（低サイクル疲労） 補足説明資料」
- (8) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（中性子照射脆化）」
- (9) 「東海第二発電所 劣化状況評価（中性子照射脆化） 補足説明資料」
- (10) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（照射誘起型応力腐食割れ）」
- (11) 「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ） 補足説明資料」
- (12) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（2相ステンレス鋼の熱時効）」
- (13) 「東海第二発電所 劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効） 補足説明資料」
- (14) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（電気・計装設備の絶縁特性低下）」
- (15) 「東海第二発電所 劣化状況評価（電気・計装設備の絶縁特性低下） 補足説明資料」
- (16) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（6事象以外の劣化事象）」
- (17) 「東海第二発電所 劣化状況評価（6事象以外の劣化事象） 補足説明資料」
- (18) 「東海第二発電所 劣化状況評価 コンクリート構造物 [コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下（含む鉄骨構造の強度低下）]
- (19) 「東海第二発電所 劣化状況評価（コンクリート構造物及び鉄骨構造物）」
- (20) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改7）（5月17日提出資料）
- (21) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改8）
- (22) 「東海第二発電所 中性子照射脆化を考慮した耐震安全性評価（別紙2）の構成について」
- (23) 「工事計画認可申請書論点の劣化状況評価書への影響と反映内容」